

個人情報の第三者への提供に ついての同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、「被保険者の利益になるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないもの」については、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面により当組合までお申し出ください。法令等に基づき対応させていただきます。お申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

1	高額療養費に該当した場合には申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと
2	付加給付は、申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと
3	医療費通知については世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

当健保では、保健事業や疫学調査等のために、匿名加工情報を継続的に作成し、電子的な通信手段を用いてレセプト分析業者に提供します。

作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、性別、生年月、医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受履歴です。

なお、個人を特定できる情報は含まれておりません。

【レセプト分析業者：(株)JMDC】